

報告第 12 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分した事件について、次のとおり報告する。

令和元年6月7日提出

熊本県知事 蒲島郁夫

専第 6 号

和解について

平成31年2月12日和解の相手方が管理する球磨郡山江村大字山田乙地内の駐車場で発生した県職員運転の公用小型貨物車による交通事故に関し、次の者と熊本県との間に次のとおり和解することとする。

令和元年5月15日専決

熊本県知事 蒲島郁夫

和解の相手方	和解事項
● ● ● (駐車場管理者)	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。